

技管 第2596-4号
平成16年 3月12日

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部長
(公印省略)

埼玉県発注工事における監理技術者等の恒常的な雇用の
解釈の適用時期等について (通知)

平成16年3月11日付技管第2595-4号で通知した「監理技術者制度運用マニュアル」のうち、「二-四 監理技術者等の雇用関係 (3) 恒常的な雇用関係の考え方」の「建設業者と監理技術者等の三ヶ月以上の雇用関係」については、埼玉県発注工事においては、平成16年7月1日以降公告又は指名通知を行う工事から適用することとしたので通知します。

また、埼玉県発注工事における監理技術者等の「恒常的な雇用関係」の解釈については、平成16年2月24日付技管第2559-4号で通知したところですが、「監理技術者制度運用マニュアル」において、非専任の主任技術者については、3か月間以上の雇用を要しない旨の解釈が示されましたので、これを訂正し、同マニュアルのとおり取り扱うこととします。つきましては、掲示並びに配布していただいている「お知らせ」を別添のとおり改めましたので、お手数をおかけしますが、貴会会員への周知方お願いいたします。

担当 技術管理課技術管理担当 (栗田)
電話 (048) 830-5187 (直通)
FAX (048) 830-4868
e-mail a5190-02@pref.saitama.jp
技術管理課建築技術・積算担当 (柳沢)
電話 (048) 830-5192 (直通)
FAX (048) 830-4870
e-mail a5190-06@pref.saitama.jp
建設業課建設情報担当 (日下部)
電話 (048) 830-5181 (直通)
FAX (048) 830-4867
e-mail a5170@pref.saitama.jp